

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和8年2月27日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務
事務の概要	<p>厚木市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱に基づき、本件給付金の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>該当者に対する案内等の送付に係る事務 支給要件の審査及び支給、不支給決定に係る事務 本件手当の支給に係る事務</p> <p>厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>児童手当受給者(プッシュ型支給対象者)に係る支給要件該当性の審査 プッシュ型支給対象者からの受給拒否の届出書の受理 プッシュ型支給対象者からの支給口座登録等の届出書の受理 公務員等、申請を要する者への申請案内の送付 公務員等、申請を要する者からの申請書の受理 本件手当申請者に係る支給要件該当性の審査 本件手当に係る支給、不支給決定等に関する通知</p>
システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高対応子育て応援手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康こどもみらい部 子育て給付課
所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 健康こどもみらい部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [特に力を入れている] <div style="text-align: right;"> < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [特に力を入れている] <div style="text-align: right;"> < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>本事務において、マイナンバーの取得や情報照会を実施するのは、要申請者が公金口座の利用を希望した場合等限られた場合のみであり、人為的ミスが発生する機会は極めて限定的である。その上で、対象者の特定個人情報を取扱う人員を研修を受けた者に限り、取扱いの際は、必ず複数人で確認するように徹底するため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。</p>

